

2 認定・特例認定・県指定NPO法人の違い

	認定NPO法人	特例認定NPO法人	大分県の指定NPO法人
基準	8つの認定基準すべてに適合していること(P7参照) ※加えて欠格事由に該当していないこと	認定のPST以外の7つの基準+2つの特例認定基準すべてに適合していること(P7~8参照) ※加えて欠格事由に該当していないこと	県で定めた12の指定基準すべてに適合していること(P8~9参照) ※加えて欠格事由に該当していないこと
有効期間	認定の日から5年間 ※5年ごとに更新	特例認定の日から3年間 ※1回限りで再認定はない	指定の日からその日の属する月の翌月の初日から5年間 ※5年ごとに更新
申請(申出)可能法人	設立後1年を超えたすべてのNPO法人	設立後1年を超え、5年以内の法人	設立後1年を超えたすべてのNPO法人
実績判定期間	初回2年(更新5年)	2年	初回2年(更新5年)
税制優遇(P3~5参照)	①個人が寄附をした場合の寄附金控除(最大約50%) ②法人が寄附をした場合の損金算入限度枠の拡大 ③相続人が寄附した場合の非課税 ④認定NPO法人自身のみなし寄附金	①個人が寄附をした場合の寄附金控除(最大約50%) ②法人が寄附をした場合の損金算入限度枠の拡大	①個人が寄附をした場合の寄附金控除(最大約10%)
手続	書類審査、実態確認、決裁	書類審査、実態確認、決裁	書類審査、実態確認、決裁、議会の議決、条例公布・施行 ※大分県税条例に団体名と所在地、対象期間が明記される。
その他		本認定に移行できなくてもペナルティはない	認定申請時のPSTはクリア済

実績判定期間とは？

実績判定期間とは、認定・特例認定・県指定NPO法人の要件の判定対象となる期間のことで、申請または申出を行う法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に認定・指定を受けたことのない法人、または特例認定を受ける法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち、もっとも早い事業年度の初日から、直前に終了した事業年度の末日までの期間をいいます。

例) 事業年度が4月1日~3月31日の法人(新規)の場合

H27年3月期 H28年3月期 H29年3月期 申請(申出)書の提出(H29年8月)

実績判定期間(2年)

ポイント

認定・特例認定NPO法人と県指定NPO法人の手続の大きな違いは？

認定・特例認定NPO法人の決定(認定または不認定)は、所轄庁である大分県の担当部署の決裁により行われます。県指定NPO法人の決定は、申出を行ったNPO法人の名称等が明記された大分県税条例の改正が大分県議会でも決され公布・施行される必要があります。また、市町村の場合は、県の指定とは別に該当地域の市町村の条例で個別に指定を受ける必要があります。

大分県税条例に明記される事項

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人
○○○○○○

主たる事務所の所在地

〇〇市

寄附金控除対象期間

平成〇〇年1月1日~
平成〇〇年〇月〇日

3 認定・特例認定・指定NPO法人のメリット

4つのメリット

税制優遇されるので、寄附が集めやすくなります。

高い基準に適合する必要があるため、社会的信用が向上します。

情報公開が進み団体の透明性が向上することで、社会的に認知度や信頼性が向上します。

経理や組織のあり方を見直すことで内部管理がしっかりするとともに、役員やスタッフの意識が高まります。

税制上の優遇措置について

税制上の優遇措置は、認定・特例認定・指定NPO法人になる大きなメリットです。

認定NPO法人の場合

① 寄附をした個人に対する優遇措置

個人が、認定NPO法人に寄附をすると、寄附金額の最大で約50%が税金から控除されます。

所得税(国税)の場合、税額控除または所得控除の有利な方を選ぶことができます。

税額控除 (寄附金額-2,000円) × 40% (所得に関係なく原則減税額は同じ)

所得控除 (寄附金額-2,000円) を所得から控除 (所得が多いほど有利)

地方税の場合、個人県民税4%+個人市町村民税6%の税額控除が受けられます。

個人県民税 (寄附金額-2,000円) × 4%

個人市町村民税 (寄附金額-2,000円) × 6%

(注) 地方税の場合、税額控除の対象とならない場合もありますので、詳細は県総務部税務課及び市町村の税務担当窓口を確認してください。